は３とし、１に満たないときは１とする。）

算式Ⅸ

$N = \underline{49.02} \times \{(z - y) / y\} \times \underline{(1 / 7)} + \underline{1.06}$

{（ｚ－ｙ）／ｙ｝×（１／７）に小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式Ⅸの符号

［略］

ｚ　平成29年度から令和元年度までの各年度の一人当たり地方税収の合計額を３で除して得た数（小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

β　次条第７項の表市町村の項の算式の符号αの率と同じ。

［８～11　略］

（「人口減少等特別対策事業費」に係る数値の算定方法等）

第十九条の十四の二　法附則第五条の三第二項の規定による測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位の種類につき、同表の中欄に定める測定単位の数値の算定方法によって、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて算定する。

測定単位の種類	測定単位の数値の算定方法	表示単位
人口	国勢調査令によって調査した令和二年十月一日現在における人口	人

［２～５　略］

６　前項の規定に基づいて行う経常態容補正Ⅰは、次の表の上欄に掲げる地方団体の種類につき、同表の下欄に掲げる算式及び算式の符号によって算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を用いて行うものとする。

地方団体の種類	算式及び算式の符号
都道府県	算式 $(0.4 \times A + 0.075 \times B + 0.075 \times C + 0.075 \times D + 0.075 \times E + 0.075 \times F + 0.075 \times G + 0.075 \times H + 0.075 \times I) \times \underline{0.722}$ 0.4×A、0.075×B、0.075×C、0.075×D、0.075×E、0.075×F、0.075×G、0.075×H及び0.075×Iに小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式の符号

は３とし、１に満たないときは１とする。）

算式Ⅸ

$N = \underline{43.67} \times \{(z - y) / y\} \times \underline{1 / 6} + \underline{1.23}$

{（ｚ－ｙ）／ｙ｝×１／６に小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式Ⅸの符号

［同左］

ｚ　平成28年度から平成30年度までの各年度の一人当たり地方税収の合計額を３で除して得た数（小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

β　附則第19条の14の２第７項の表市町村の項の算式の符号αの率と同一の率

［８～11　略］

（「人口減少等特別対策事業費」に係る数値の算定方法等）

第十九条の十四の二　法附則第五条の三第二項の規定による測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位の種類につき、同表の中欄に定める測定単位の数値の算定方法によって、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて算定する。

測定単位の種類	測定単位の数値の算定方法	表示単位
人口	国勢調査令によって調査した平成二十七年十月一日現在における人口	人

［２～５　同上］

６　前項の規定に基づいて行う経常態容補正Ⅰは、次の表の上欄に掲げる地方団体の種類につき、同表の下欄に掲げる算式及び算式の符号によって算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を用いて行うものとする。

地方団体の種類	算式及び算式の符号
都道府県	算式 $(0.4 \times A + 0.075 \times B + 0.075 \times C + 0.075 \times D + 0.075 \times E + 0.075 \times F + 0.075 \times G + 0.075 \times H + 0.075 \times I) \times \underline{0.749}$ 0.4×A、0.075×B、0.075×C、0.075×D、0.075×E、0.075×F、0.075×G、0.075×H及び0.075×Iに小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式の符号